

令和8年2月9日  
地域学校連携課

## 地域運営学校の新たな体制について

### 1 主旨

令和7年8月に報告した「今後の区立小・中学校地域運営学校を支える仕組み(案)について」を、町会関係者や学校運営委員会関係者、ワークショップ等を通じていただいた意見を踏まえ、新たな体制として取りまとめたことから報告する。

### 2 ワークショップの結果

地域運営学校の新たな体制の整備にあたり、学校は地域の中でどうあるべきかを地域住民と考えるため、以下のとおりワークショップを開催した。

#### (1)尾山台小学校・尾山台中学校

①日時:令和7年9月19日(金曜日)午後6時30分～午後8時30分

②会場:尾山台小学校3階「図書室」

③参加者:29名

④開催概要:「地域をつくりあう仲間がどんどん増えるために、学校がどんな場になるとよいか?」をテーマに、参加者が6班に分かれ自由に討議を行った。各班から出された主な意見は以下のとおり。

- ・学校は既に色々な機能を備えた教室が多いため、開放し、イベントの会場として使用するなど、学校という場所をきっかけに地域の人がつながることができる。
- ・子どもの権利条例に係る説明があったが、子どもの意見を学校だけが聞きとることになっていたが、同じ一員で同じテーブルに座るためにはどのようにしたらいいか考える必要がある。同じ人が同じ役割を担うのは無理があるため、新しい仕組みになって3年は誰が伴走するのか大切である。
- ・評価は委縮・緊張するので、評価をしなければならないのは理解できるが、「失敗は成功のもと」なのでおおらかな気持ちでみてほしい。「楽しい」の主語が大人ではなく、子どもになることが大事。子どもたちが置き去りにならないように。

#### (2)武蔵丘小学校

①日時:令和7年10月31日(金曜日)午後6時30分～午後8時30分

②会場:武蔵丘小学校1階「家庭科室」

③参加者:22名

④開催概要:「地域をつくりあう仲間がどんどん増えるために、学校がどんな場になるとよいか?」をテーマに、参加者が4班に分かれ自由に討議を行った。各班から出された主な意見は以下のとおり。

- ・学校にどのような方が来るのか不安な面があるが、保護者ではない人に地域の人として参加してもらうことが大事。そのためにSNS等でPR活動をする必要がある。

- ・新しい仕組みは「こうでなければならない」というものではない。既存の取組みを大きく変化させるのではなく、既存の取組みから徐々に新しい仕組みへ落とし込むことが大事。
- ・保護者が先生となり子どもに授業をしたり、朝の読み聞かせをしたりすること。

### 3 新たな体制を推進するための基本方針

新たな体制を推進するため、以下の3つを基本方針とし、新たな区立小・中学校地域運営学校を運営していく。

- (1) 地域住民が学校運営に参画し、学校の運営方針等に関する議論を行うことで、学校と地域が協働して児童・生徒を育成することを明確に示し、学校運営協議会が学校運営に参画する組織として、世田谷区の地域の教育力を生かした「持続可能な体制による質の高い教育の実現」を目指す。
- (2) 子どもを中心に保護者や地域住民が集い、関わり合いを生み出すことができる学校の特性を生かし、これまで学校活動に参加することが少なかった層の参加を促し、学校活動に参加する人たちが増加することで、「地域のコミュニティづくりに貢献できる学校」を目指す。
- (3) 活動に参加した人たちが横でつながり、学校と地域それぞれが元気になる制度を構築するとともに、学校と地域の双方にとって、無理のない持続可能な運営体制を目指す。

### 4 新たな体制の詳細について

町会関係者や学校運営委員会関係者、ワークショップ等を通じていただいた意見を踏まえ、3の基本方針を基に、以下のとおり新たな体制とする。

#### (1) 学校運営協議会

- ① これまでの学校運営委員会、学校支援地域本部、学校関係者評価委員会、学校協議会の仕組みを整理・統合し、名称を学校運営協議会とした分かりやすい仕組みとする。
- ② 学校運営協議会を地域と学校が共に学校運営を行う場と改めて明確に位置付け、学校経営の目標、学校を取り巻く課題の把握と解決方法を検討する場とする。課題解決に向けた具体的な活動は活動グループが担うこととし、その活動を踏まえ学校の課題や状況を把握した上で、学校評価につなげていく。
- ③ 学校運営協議会は、「地域のコミュニティづくりに貢献できる学校」という観点から議論する。
- ④ 令和7年4月に施行した「世田谷区子どもの権利条例」に基づき、学校を取り巻く課題の把握の際、各学校において、児童・生徒からの意見を聴き、学校運営協議会に報告する。
- ⑤ 学校運営協議会の回数は年6回程度とし、学校運営協議会を構成する委員は8名程度、その内訳は以下のとおりとする。なお、地域運営学校の目的実現のため、学校の実情に合わせ、幅広く地域内で活動している方が参画できるよう、14名程度までの任命を可能とする。

- ・学識経験者または学校長が学識経験者相当と認めた者 1名
- ・地域住民 2名
- ・保護者 2名
- ・学校長が必要と認める者 2名
- ・学校長 1名

⑥各小・中学校に単独の学校運営協議会を設置する。ただし、小・中学校双方に関わる課題やテーマ等を議論する場合は、小・中合同の学校運営協議会を開催することができる。その場合、中学校区を単位として、中学校の通学区域に含まれるすべての小学校の関係者が関わるものとする。

⑦学校運営協議会委員は特別職の非常勤職員とする。任期は2年とし、連続2回までの従事を可能とする。委員のうち、保護者は児童・生徒が在籍している期間のみの従事とするが、卒業後も引き続き、任期期間中は従事することができる。また、学識経験者や学識経験者相当と認める者については、その役割の継続性の観点から、連続4回までの従事を可とする。

⑧新たな体制では、学校運営協議会がより重要な位置づけとなるため、委員の職責がこれまで以上に増すことから、それを反映した報酬額とする。

委員長:8,000円/回

委員:4,000円/回

⑨各校の学校運営協議会は、実施状況について年間の報告書を作成し教育委員会へ報告する。また、教育委員会への提言ができるものとする。

⑩教育委員会では、各学校の学校運営協議会における議論の内容や「地域のコミュニティづくりに貢献できる学校」における議論のあり方を把握し、支援のあり方や内容について把握・検討するため、教育委員会の管理職が学校運営協議会に出席する。

## (2) 副校長補佐と学校支援コーディネーター

①学校運営協議会の事務局や活動グループとの調整役、学校の渉外担当(職場体験の相手方との調整や学校施設利用の調整等)として会計年度任用職員の副校長補佐B(学校地域協働推進員)を配置する。なお、副校長補佐B(学校地域協働推進員)は副校長業務の一部を担うこととし、今後3か年程度をかけ現在設置している副校長補佐Aの職を本職に統合して全校に配置する。配置にあたっては都の学校マネジメント強化事業補助金を活用する。

②副校長補佐B(学校地域協働推進員)は、教育委員会において公募し、教育委員会での一次選考、学校での二次選考を経て、教育委員会が任命し配置する。

③副校長補佐B(学校地域協働推進員)は、学校規模に応じ勤務時間を年間960時間または、年間1,152時間のいずれかを、学校の実情に合わせて選択できるものとする。

### ア 学級規模

小学校 19学級以上(特別支援学級(固定学級)を含む) ※61校中41校

中学校 14学級以上(特別支援学級(固定学級)を含む) ※30校中13校

### イ 勤務日数・勤務時間

1日5時間(年間192日・年間960時間)または、  
1日6時間(年間192日・年間1,152時間)とする。

なお、1日6時間勤務の対象者は、社会保険の加入対象とする。

#### ウ 報酬額

月額139,974円

月額167,968円(6時間勤務)

- ④副校長補佐の配置の有無に関わらず、現在の有償ボランティアである学校支援コーディネーターを、活動にかかる上限時間を設けた上で、当面の間、委嘱することを可能とする。

会計年度任用職員の配置がある学校	年 60時間
会計年度任用職員の配置のない学校	年 240時間

- ⑤副校長補佐や学校支援コーディネーターの資質向上、ネットワーク化の促進など、地域学校協働活動の更なる充実を図るため、統括学校地域協働推進員を学校支援コーディネーター経験者等から登用し、教育委員会事務局に配置する。なお、統括学校地域協働推進員は全体調整を担う重要な職となることから、令和9年度の配置を予定する。

### (3)活動グループ

- ①案で「実行チーム」としていた活動については、国の「地域学校協働活動」機能としての位置づけを明確にするため、名称を「活動グループ」とする。グループの名称は各校で設定する。また、学校運営協議会での議論により明らかとなった学校の課題解決に向けた取組みや、児童生徒の支援につながる活動を行い、地域の教育力を生かした幅広い活動を通じて、地域コミュニティの活性化を図る。
- ②活動グループは、グループごとに代表者を設ける。なお、人員の固定化を防ぐため、代表者は4年を上限に交代するものとする。
- ③メンバーは保護者等の学校関係者に限らず、町会自治会や企業関係者等、地域における幅広い人材が参加することを可能とする。
- ④代表者を含むメンバーは学校運営協議会委員を兼ねることもできるが、多様な人材の確保等のため、最小限の範囲での学校運営協議会委員の兼任とする。
- ⑤案時点では、学校運営協議会の認めた活動に対して1回につき1,000円を支払うこととしていたが、地域との関わりを持ちやすい活動として教育委員会から要請する以下の活動に対して、月の上限を設けた上で、1回につき1,000円を支払うこととし、その他の活動は無償を原則とする。
- ・放課後学習支援(1名あたり月10回を上限)
  - ・水泳指導補助(1名あたり月6回を上限)
- ⑥グループの活動は学校運営協議会と教育委員会へ定期的に報告する。活動の形骸化を防ぐため、2年間活動がない場合は、教育委員会から廃止の勧告ができるものとし、勧告を受けたグループは、学校運営協議会で議論の上、廃止か存続かを判断する。

### (4)学校評価

- ①学校教育法等に基づき、各校は自己評価の実施と結果の公表を行うこととし、毎年編

成する教育課程に基づく目標に沿って、自らの取組や到達状況、改善点について評価し、改善を積み重ね、学校教育の質の向上を図ることとする。

- ②新たな体制では、学校が行った自己評価の内容や改善方策が妥当かどうかを、保護者や地域住民などで構成する学校運営協議会で議論する。
- ③児童・生徒、保護者、地域関係者へのアンケートを評価の成果指標の一つとし、学校が作成した項目について、学校運営協議会の意見を踏まえて決定する。
- ④学校運営協議会は、学校の自己評価の妥当性を点検し、改善点について意見を述べることで、評価の客観性や透明性を高め、学校の自己評価力を高め、学校運営の改善に寄与する。

#### (5)その他

- ①新たな体制を円滑に運用し、地域のコミュニティづくりに貢献できる学校を目指すため、地域運営学校の概要や役割を各自が理解するため、横転者を含めた校長、教育委員会事務局職員、副校長補佐等に対する研修を、令和7年度中から開始する。
- ②各校の取組み等を共有し、自校の取組みへの参考にすることや、課題解決に向けての学び舎ごとの情報共有を目的としたシンポジウムを、令和8年10月に開催する。
- ③地域運営学校の新たな体制を広く周知するほか、活動グループの参加者増に向け、適宜、広報活動を行う。

### 5 今後のスケジュール(予定)

令和8年2月	コーディネーターの選考
3月	各校の学校運営協議会委員の任命
4月～	新たな仕組みの実施、研修の実施
5月頃	各校の第1回学校運営協議会の開催